

事務連絡  
令和6年8月28日

各都道府県知事  
各政令指定都市市長 殿  
各中核市市長

大臣官房会計課長  
(公印省略)

厚生労働省所管補助施設災害復旧費のリモートによる机上調査について

厚生労働省所管補助施設災害復旧費の調査は、「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（令和6年6月21日付会発0621第1号）第2第2項により、原則として実地にて行うものとするが、申請額が200万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査（以下、「机上調査」という。）を行うことができるとされています。

この度、事務手続きの簡素化の観点から、別添の実施条件を満たす場合はリモートにて机上調査を行うことができることとしましたのでお知らせします。

なお、「環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和59年9月7日蔵計第2150号）附則（令和6年6月21日第2961号）2により、令和6年6月20日以前に発生した災害における厚生労働省所管補助施設の災害復旧に係る調査についても、別添の実施条件を満たす場合はリモートにて机上調査を行うことができることとします。

このことについては、管内市町村及び社会福祉法人等に対して周知していただきますようお願いいたします。